

鳥取県告示第448号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町志子部字明地ヶ鳴西平644の1から644の3まで、字水谷刈赤土迄645の1、645の3から645の7まで、645の9から645の11まで、字稗苜刈白石迄646の1（次の図に示す部分に限る。）、646の3から646の16まで、字茅谷648の5から648の7まで・648の9・648の10（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、648の1から648の4まで、648の8、字長落649の1から649の5まで、字口日向650の12（次の図に示す部分に限る。）、650の1から650の11まで、明地ヶ鳴654の1、654の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）